

## 第2期芳賀町子ども読書活動推進計画書

平成23年2月

芳賀町教育委員会

## 目 次

はじめに	1
第1章 策定の基本的な考え方	2
1 計画の目的	2
2 計画の性格	2
3 計画の基本目標	2
4 計画の期間	2
第2章 子ども読書活動推進のための方策	3
1 家庭における子ども読書活動の推進	3
乳幼児における現状と課題	3
児童生徒における現状と課題	3
2 地域における子ども読書活動の推進	4
生涯学習センター、総合情報館図書館における 現状と課題	4
学童保育などにおける現状と課題	4
ボランティア団体などにおける現状と課題	5
3 園・学校における子ども読書活動の推進	5
保育園における現状と課題	5
幼稚園における現状と課題	6
小学校図書館における現状と課題	6
中学校図書館における現状と課題	7
第3章 子ども読書推進のための諸条件の整備充実	8
1 生涯学習センター、総合情報館図書館の充実	8
2 保育園、幼稚園の整備充実	9
3 学校図書館などの整備・充実	9
4 図書館相互の連携・協力	10
5 ボランティアなど民間団体との連携・協力の推進	10
第4章 啓発・普及・広報活動の推進	10
1 「子ども読書の日」を中心とした啓発広報	10
2 各種情報の収集・提供	11

参考資料1：子ども読書活動の推進に関する法律 / 別表：計画の体系表

はじめに

子どものころから本を読むことは、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにすると共に、優れた文章に接することから、書く力の向上にも役立つと言われ、人生をより充実して生きるための力を身につけていくうえで欠くことができないものです

国においては、平成13年12月に社会全体で子どもの読書活動を推進しようと「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、平成14年8月には、その法律に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表しました。

また、県においても平成15年5月「子ども読書活動計画策定基本方針」を決定し、平成16年2月「栃木県子ども読書活動推進計画」を策定・公表しました。県は計画を推進する上で「市町村に期待する取り組みを」を明示しています。

こうした状況を踏まえ芳賀町でも平成18年からこども読書推進計画を推進してきました。

今回第2期計画の策定に当たり、第1期計画中に開館した芳賀町総合情報館図書館や子ども達の環境の変化を考慮し、一步進めた計画としました。

この計画は、保育園・幼稚園、小中学校、総合情報館図書館など、子ども達に関係する部署が連携し子どもの自主性から生まれる読書活動を支援することを目的に策定しました。

平成23年 2月15日

芳賀町教育委員会

## 第2期芳賀町子ども読書活動推進計画

### 第1章 策定の基本的な考え方

#### 1 計画の目的

この計画は、町と町民が協働して、子どもの読書環境を整備することにより、多くの子どもが楽しんで読書をしようとする心を育て、個性豊かで、健やかに成長し、人生を豊かに生きることができるよう、学校、家庭、地域などそれぞれが連携し、協力し合って読書活動を推進することを目的とします。そして、将来は子どもからお年寄りまで読書に親しむ人がたくさんいる「読書の町」と呼ばれるような町を目指します。

#### 2 計画の性格

この計画は、「子ども読書の推進に関する法律」第9条第2項の規程に基づき策定された国の基本的な計画、「栃木県子ども読書活動推進計画」を基本として、第1期芳賀町子ども読書活動推進計画を踏まえたものです。また、「第5次芳賀町振興計画」を具体化する計画としています。

#### 3 計画の基本目標

子どもからお年寄りまで本に親しむ「読書の町」をめざして

##### 1) 子どもが読書に親しむ機会の提供

家庭・地域・幼児施設・学校・生涯学習センター及総合情報館（以下「情報館」という。）など関係施設で、お話し会をはじめとする各種の活動を実施し、子どもが読書に親しむ機会の充実に努めます。

##### 2) 子どもの読書環境の整備充実

すべての子どもが年齢に合った本を選び、身近に読書を親しめる環境づくりを推進すると共に、お話しボランティアを育成するなど必要な人材の養成及び推進体制の整備に努めます。

##### 3) 子どもの読書に関する普及・啓発

子どもと保護者、子どもに関わる大人に対し、子どもの読書活動に関する情報を提供すると共に、読書の意義や重要性について理解と関心が深まるよう啓発活動に努めます。

#### 4 計画の期間

平成23年度から平成27年度までの5年間とします。

## 第2章 子ども読書活動推進のための方策

### 1 家庭における子ども読書活動の推進

#### 【乳幼児における現状と課題】

子どもの読書習慣は、日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ、継続して行われるよう親が配慮していくことが必要です。

家庭においては、親子の触れ合いの中で乳幼児期から、本への親しみを持つよう読み聞かせや子どもと一緒に本を読むなど、工夫して子どもが本と出会うきっかけを作ることが大切です。また、家庭内で読書を通じて感じたことや考えたことを話し合うことにより、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが望まれます。

親自身の読書離れが進む中、健診の場などで読書の必要性や大切さを説明してきましたが、どう子どもに読み聞かせしたら良いかわからない親も多く、より具体的な支援が必要になっています。

#### 【展開する施策】

##### ① 啓発資料等の提供

母子健康手帳交付時や1歳6か月児健診・3歳児健診で配布している「すこやか親子手帳」や子育て情報誌「笑顔いっぱい」などで、家庭における読み聞かせや読書習慣を身に付けさせることの大切さについて、親への呼びかけに努めます。

##### ② 学習機会の提供

妊娠期の「パパママ学級」や乳幼児健診・ベビーマッサージ・育児サロンにおいて読み聞かせの意義や読書の重要性について理解が得られるよう働きかけていきます。特に保育士による読み聞かせを取り入れ、実践方法と子どもへの接し方、良書の紹介を行っていきます。

##### ③ ブックスタート等活動への積極的な取り組み

ブックスタート事業を取り入れ、乳幼児健診等の機会を活用し、絵本の紹介・配布や子どもへの読み聞かせを行うことにより、絵本との出会いや子どもとの接し方について学ぶ機会を作っていきます。

#### 【児童生徒における現状と課題】

子どもを取り巻く家庭環境は、テレビや携帯電話、インターネットなど、本にとって変わる情報メディアの浸透で大きく変わり、子どもの興味・関心が多様化し、活字離れ、読書離れが進んでいます。また、塾や習い事など読書の時間が減少しています。その結果、言語能力の低下、語彙量の減少、表現力の低下など指摘され、読書の大切さを再認識することが必要です。

### 【展開する施策】

- ① 読書環境の整備  
親は子どもを図書館や書店へ連れて行きたくさんの本に触れる機会を作ると共に、家庭内でいつでも本と接することができる環境を整えます。
- ② 家庭教育学級の充実  
親自身が読書の大切さを認識できるよう家庭教育学級の講座で取り上げ、家庭での読書を進めます。

## 2 地域における子ども読書活動の推進

### 【生涯学習センター、総合情報館図書館における現状と課題】

生涯学習センターの図書室は、児童図書を中心としていますが、南高根沢分館で利用していた古い図書が多く今後の整備が課題です。

総合情報館図書館は平成20年7月に開館しました。平成21年度の児童図書の貸出は、52,521冊でした。年齢別にみると中学生の利用が少ないように思われます。

### 【展開する施策】

- ① 図書館（図書情報）だよりの発行  
子どもの成長・発達段階に応じた本の紹介や著者の紹介、読者登壇など各種情報サービスを積極的に行い読書活動を支援します。
- ② 親子で参加できる講座・教室の開催  
ボランティアの育成講座として読み聞かせなどの講習会を開催します。また、ボランティアと協働による「おはなし会」や「絵本教室」などを開催します。
- ③ 団体貸出の継続  
町内の保育園、幼稚園、小・中学校、子育て支援センターへの貸出を継続して行います。
- ④ 中高生向け読書活動の支援とサービスの充実  
「ヤングアダルトコーナー」を充実させます。  
平成22年に新設した「学生支援コーナー」をさらに充実させます。  
栃木県図書館総合目録の検索利用などレファレンスサービスの充実を図ります。

### 【学童保育などにおける現状と課題】

町では、3か所で学童保育を行っています。それぞれの施設には、新刊図書と寄贈された図書（小学校など）が置いてあり、自由に読書できる環境になっています。

しかし、蔵書数が少ないため現在の本だけでは物足りなくなってきました。

### 【展開する施策】

- ① 読書時間の確保  
子どもの興味のある本や読みたい本など読書の時間を継続して実施する。ま

た、読む事の楽しさを覚える指導をしていきます。

## ② 指導員研修の実施

読み聞かせや読書の重要性などを学ぶ研修に参加し、職員の質の向上を図り読書活動の充実につなげていきます。

### 【ボランティア団体などにおける現状と課題】

読み聞かせのボランティアグループが小学校などで読み聞かせを行っていますが、少人数のためスケジュールの調整が大変です。このため、平成21年度からは「読み聞かせ講座」を開催し、ボランティアの育成を行っています。

講座受講者の活動の場として情報館、小学校や学童保育などで読み聞かせを実施していきます。

町内には、少人数による独自活動サークルがあり幼稚園や小学校で読み聞かせを実施しています、今後、子どもが読書に親しむ機会を拡大するには、ボランティアサークルの活動を充実させることが必要です。

### 【展開する施策】

#### ① ボランティアサークルの支援

「視聴覚点検」「書架整理」「読み聞かせ」などの図書館ボランティアを募集し、支援をします。

#### ② 団体の活動支援

現在活動している「読み聞かせ」サークルの支援として、学習機会の提供や各種の情報提供などを行っています。

## 3 園・学校における子ども読書活動の推進

### 【保育園における現状と課題】

町には3か所の保育園があり、子どもにとって絵本を身近な物とするため、「保育士による、絵本の読み聞かせ」「絵本を月1冊ずつ年齢にあわせたものを個人購入」「お話を楽しませる（エプロンシアター、パネルシアター、紙芝居など）」日々いろいろな活動に取り組んでいます。

さらに、家庭においても親子で絵本に親しんでもらうために、数年前から各園で絵本を購入し貸し出しを行っています。園児数に対して貸し出し絵本の数が少ないのが課題です。また、借りる事を楽しみにしている子どもたちがいる反面、1冊も借りない子どもたちもいます。

### 【展開する施策】

#### ① 保護者へ働きかけ

保護者が園に集る機会などを利用し、絵本を見たり本を読むことの重要性について理解の促進を図ります。

#### ② 貸し出し図書のおすすめ

子どもの好きな絵本、保護者が読んであげている絵本、家庭で読んで欲しい

絵本などを定期的に紹介していきます。

③ 職員研修の実施

乳幼児が本に親しむことの大切さを十分理解し、発達段階に応じた絵本の選定や読み聞かせの実技指導などの研修会に参加し、指導力の向上を図ります。

⑤ 総合情報館の利用

幼児期から少しでも本に親しむ事ができるよう情報館の利用を推進します。

### 【幼稚園における現状と課題】

園で行ったアンケートの結果、家庭における「読み聞かせ」を始める年齢は、早くは3か月・6か月・8か月から行っていますが、1歳から2歳頃が一番多いようです。最初は絵本などから始まりその後、文字のある本へ移っています。

「読み聞かせ」を行っているのは全体の9割でした、中には姉妹同士で読ませているので行っていない。また、どの様な絵本がいいのかわからないと言った意見もありました。

園では、帰宅時間に併せて絵本の読み聞かせ・紙芝居・パネルシアターなど行っています。また、年齢別に月一冊、個人で購入している本があります。

昨年度から保護者による読み聞かせのボランティアをお願いしています。

### 【展開する施策】

① 貸出絵本の推進

園児数に対して絵本の数が不足していることから、町からの図書と合わせて園の絵本も貸出ができるよう検討します。

② 大型紙芝居の製作

文章や絵も理解できてくる、5歳児により一つの物語をグループに分かれて制作を行い、出来上がった作品を園児の前で発表します。

③ 総合情報館の利用

本に親しむを持つことを目的に、学年別での利用を検討していきます。

④ 図書だよりの発行

教諭が交代で、保護者に対し、絵本の読み聞かせや読書の大切さを理解させるため、図書だよりを発行します。

### 【小学校図書館における現状と課題】

小学校の図書関係予算は、図書購入費として各小学校に割り当てられて、学校の実状、児童の実態に応じて図書を購入しています。

多少個人差はあるものの、児童たちは「読み聞かせ」や朝の読書活動が大変楽しみにし、喜んで取り組んでいます。さらに、読書への興味・関心を高めるための取り組みとして、各学年の推薦図書や必読書を挙げ、読書の奨励として「多読賞」「読書賞」などの表彰を行っています。これらの取り組みは、各学校によって多少相違はありますが、それぞれの学校の実状に合わせ実施され、児童の読書習慣の形成に大いに役立っています。

しかし、児童が読みたい図書には偏りが見られるので、読み聞かせやブックトー

クなどにより、さらに読書の世界を広めていく必要があります。また、豊かな想像力を養うためにも、いろいろなジャンルの図書を自ら選択できるよう支援することが課題となります。

### 【展開する施策】

#### ① 朝の読書活動の推進

「読書」の時間を朝の活動として週に数回設定し、全校一斉に読書に取り組み、読書習慣を身に付けるための手立てとします。また、読書活動の推進を図るため発達段階に応じ、学級文庫の図書を充実させます。

#### ② 読み聞かせ活動の実施

教諭や児童、ボランティアなどによる「読み聞かせ」を週または月に数回設定し実施します。読み聞かせ活動は、図書の紹介の場として読書好きな児童にはさらに興味を喚起させ、本と親しむ機会の少ない児童には本との出会いの場となり、効果を上げることができます。

#### ③ 図書の紹介

季節や行事に合わせた図書コーナーを設けたり、教科書に出てくる図書や作家の図書コーナーを設けたり、新刊図書のコーナーを設けたりして児童の図書への興味を喚起させ、読書活動への関心をより高めるようにします。

#### ④ 図書委員活動の充実

日常の図書の貸出、図書クイズ、読書集会の運営、多読賞・読書賞の表彰などの活動を図書委員を中心として実施し、児童による児童のための読書活動を充実します。

#### ⑤ 図書館だよりの発行

学校図書館司書を中心に教諭の協力体制を構築し、学校図書館の重要性や読書活動の意義などについて、図書館だよりを発行し、児童や保護者の関心と理解を深め、家庭での読書活動を促します。また、「子ども読書の日」や「読書習慣」などの機会を利用し読書の啓発運動を展開します。

#### ⑥ 図書館の環境整備

児童たちが図書館でストレスなく過ごせるような環境整備を進めます。特に整備の遅れている芳賀東小図書館に力をいれます。

### 【中学校図書館における現状と課題】

勉強や部活動などで忙しい中学生にとっては、読書に割く時間がなかなかとれない、あるいは、かなり限られてしまうというのが現状です。公共の図書館に出向く機会も少ないことを考えると、学校図書館の充実を図ることが重要となってきます。

身近な読書環境を整えることにより、小学校で培ってきた読書に対する興味・関心を更に大きく育て、読書を通じて豊かな心を育み、視野を広めるよう支援する事が必要です。

また、中には積極的に読書に取り組む生徒もいますが、上手く本を探すことができなかったり、読む本の内容が偏っていたりする場合も見受けられます。そのような生徒のために、司書が図書館に常駐し読書活動の支援を行っています。

## 【展開する施策】

- ① 校内一斉朝の読書活動の推進  
毎朝10分間、全校生が熱心に読書に取り組み、読書習慣の定着を図る上でも大きな役割を果たしています。今後も、活動内容の一層の充実を目指していきます。
- ② 図書委員会による読書集会の実施  
図書委員会が中心になって、生徒集会の時間に読書集会を開きます。図書室の利用についての〇×クイズをしたり、たくさん本を借りた生徒を表彰したりして、読書に関する関心を高め、本に接する機会を増やしていきます。
- ③ 図書の紹介  
図書館前の廊下を利用して、国語の授業や選択国語の授業で作成した読書案内を掲示します。友達による図書紹介ということで生徒の関心も高く、この図書紹介をきっかけにして本を借りる生徒も多いことから、今後も内容の充実を図り読書に対する意欲の喚起に努めていきます。
- ④ 図書館だよりの発行  
毎月、図書室だよりを発行して本の紹介や啓発に努めています。図書館からのお知らせの他に、「芳賀中の百冊」に選ばれた本の紹介や教諭による「お勧めの一冊」の紹介などを掲載し、図書館と生徒と家庭を結ぶパイプ役として役目を果たしていきます。
- ⑤ 情報館図書の貸出  
平成21年11月から部活動等のため、情報館利用が困難で図書の貸出を希望する生徒に学校図書館司書が情報館から図書を借り受け、学校図書館で貸出をしています。今後も継続して行っていきます。

## 第3章 子ども読書推進のための諸条件の整備充実

### 1 生涯学習センター、総合情報館図書館の充実

#### 《生涯学習センター》

図書室は子どもたちが横になっても大丈夫な施設整備が施されています。児童図書を中心として配置がなされていますが、南高根沢分館で利用していた古い図書が多いため、新刊図書を揃える必要があります。また、水橋分館の図書室はここ数年図書購入はしていないため、古いものが多くほとんど利用されていませんので、情報館との連携により、児童図書など資料の充実を図ります。

#### 《総合情報館図書館》

平成20年7月に総合情報館図書館が開館しました。平成22年度の利用者は、約9万人で予想以上ですがさらなる利用率アップをめざします。

- ① 子どものためのコーナーとして、児童コーナー、お話コーナー、読書・学習コーナーなどがあり、利用の促進を図っていきます。
- ② 子どもに関する図書資料の蔵書数は約25,000冊（平成22年12月末）です。

- ③ パソコンを4台設置し、インターネットによる各種情報の検索等の情報の提供をしていきます。  
また、フィルタリングソフトを導入することにより有害情報を遮断し、小中学生の安全で円滑な情報検索を手助けします。
- ④ 平成22年から小学生を対象に「一日図書館司書」の体験を行なっていますが、図書館に興味を持つ子ども達を増やすため今後も続けていきます。
- ⑤ 専門職員の配置や図書資料費の確保など、施設の円滑な運営のため計画的な整備を進めます。
- ⑤ 「図書館まつり」等を実施します。

## 2 保育園、幼稚園の整備充実

### 《保育園》

子どもが自由に絵本に触れられる。また親や保育士が子どもに“絵本の楽しさ”を知らせる働きかけができるような体制と整備の充実を図ります。

- ① 図書担当職員の選任
- ② 絵本の数や内容の充実
- ③ 図書コーナーの整備充実（楽しく、明るく、落ち着ける雰囲気）

### 《幼稚園》

子ども読書を進める中で、年齢別に個人で本を購入している関係で、ほとんどの家庭で「読み聞かせ」を行っています。町からの図書貸し出しは、園児が自由に借りられて喜ばれていますが、園児数に対して図書の数が少ないのが現状です。

- ① 本が見やすく選びやすいコーナーの設置
- ② 図書担当職員の選任

## 3 学校図書館などの整備・充実

子どもの自主的、主体的な読書活動を推進していくとともに、各教科や調べ学習などの多様な学習活動をはじめとする読書活動の充実に資するため、子どもの自主的、主体的な読書活動を推進していきます。

### 《小学校》

- ① 児童の読書傾向や読書量を考慮し、計画的に図書の購入をします。
- ② 各学校図書館の蔵書について情報交換ができるようにします。
- ③ 各学校図書館に1名の司書（総合情報館司書を派遣）を配置します。
- ④ 調べ学習に役立つ図書の充実と、インターネットなど自由に検索できるようパソコンを各学校図書館に配置します。
- ⑤ 各学校図書館を読書活動や学習活動に十分生かせるように整備します。
- ⑥ 児童の読書活動をより活発にするため、ブックトークや読み聞かせなどのボランティア活動を積極的に取り入れます。

#### 《中学校》

- ① 生徒数に見合うよう、図書の数を増やしていきます。
- ② 図書館の限られたスペースを有効に活用するため、書架や本の配置を工夫していきます。
- ③ 季節の行事に関連した本や資料の紹介、実物の展示などを通じて図書室利用の促進を図っていきます。
- ④ 中学校に司書（総合情報館司書を派遣）1名を配置します。

#### 4 図書館相互の連携・協力

子どもの読書活動を一層推進していくには、県立図書館や市町立図書館、学校図書館、大学図書館、国立国会図書館さらに関係機関が相互に連携・協力していくことが大切です。

- ① 県立図書館や市町村立図書館、公民館図書室間における図書の相互貸借、レファレンスサービスにおける相互協力により、児童図書の選択機会の拡充に努めています。また、県央公立図書館等連絡協議会（6市5町）や芳賀郡市町における広域利用により、圏域内であれば誰でも気軽に利用できる相互利用を促進します。
- ② 総合情報館が中心になり、学校図書館、保育園、幼稚園などと連携・協力して活動の推進と、必要な情報の提供をしていきます。
- ③ 専門図書について、大学図書館、国立国会図書館等との連携協定を結び図書資料の相互利用促進を図ります。
- ④ 小学校の図書委員を対象に「司書の仕事」を体験する講座を開催します。体験後は、学校図書館で図書の整理等を行なえるようにします。

#### 5 ボランティアなど民間団体との連携・協力の推進

町内には、本の読み聞かせなどのボランティア活動を行っている個人や団体があります。これらの団体などが主体性を持ちつつ、相互に連携・協力を図ることはこどもの読書活動の推進に重要な役割を担っています。

- ① ボランティア団体などのネットワークの充実・強化を図っていきます。
- ② 人材育成を目的に県内各地で行われる読書ボランティアなどの交流会、研修会、講座などに積極的に参加できるよう情報の提供と支援を行います。

### 第4章 啓発・普及・広報活動の推進

#### 1 「子ども読書の日」を中心とした啓発広報

子どもが成長する上で、読書がもたらす意義や楽しさについて、子どもやその保護者に対し、啓発活動を行っていきます。

- ① 4月23日の「子ども読書の日」には、子どもが参加できるイベントを実施し「子ども読書の日」を普及・広報していきます。また、毎月第3日曜日の「家庭の日」には、家庭で親子読書や読み聞かせを行うよう普及・広報していきます。
- ② 毎年10月27日から11月9日の読書週間にあわせ特集コーナーを設け、

図書館の中から様々な種類の本を取り上げるにより、子ども達に読書の楽しさや豊かさを感じられるようにしていきます。

- ③ 毎年11月を「子ども読書月間」とし、関係部署が読書、子育て、子どもとの遊びなどをテーマとして各種イベントなどを実施することにより、子育てにおける子ども読書の必要性などについて啓発を行っていきます。
- ④ 赤ちゃん絵本の紹介や、夏休みに児童・生徒に薦める本のリストを作成し、読書活動の推進をしていきます。
- ⑤ 小学校・中学校で行っている情報館見学、職場体験を通じて、図書館の利用や読書について啓発・普及していきます。

## 2 各種情報の収集・提供

子どもの読書活動に関するさまざまな情報を収集し提供していく。

- ① 県の「子ども読書活動推進ホームページ」を活用して、国、県、市町村や学校、図書館、民間団体などにおける各種事業の取り組みなどの情報を提供します。
- ② 図書館における新刊図書や優良図書・子ども図書の紹介など「広報はが」や「ホームページ」を利用してお知らせします。

## 参考資料1

### 子ども読書活動の推進に関する法律

#### (目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

#### (基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

#### (国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を統合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (事業者の協力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

#### (保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

#### (関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### (子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子ども読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。